

# 地方財政審議会付議案件

令和4年3月11日（金）

（案件名）

- ・ 令和3年度夕張市の地方債の起債の許可について（決裁案件）

○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（抄）

（地方債の起債の許可）

第十三条 財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であって再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、地方財政法第五条の三第一項の規定による協議をすること及び同条第六項の規定による届出をすること並びに同法第五条の四第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を受けることを要しない。

2・3 （略）

4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならぬ。

自治財政局財務調査課

荘財政健全化専門官

（内23475）

## 令和3年度夕張市の地方債の起債の許可について

令和4年3月  
自治財政局財務調査課

### 1 財政再生団体の起債許可

財政再生団体である夕張市が地方債の起債をする場合は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）第13条第1項の規定に基づき、総務大臣が許可をする。

### 2 令和3年度夕張市地方債許可申請額

(単位：千円)

事業区分	申請額	資金区分
災害復旧事業	2,400	財政融資基金
合計	2,400	

### 3 対応案

(1) 健全化法第13条第2項において、財政再生計画につき総務大臣の同意を得ている財政再生団体についての許可是、当該財政再生計画に定める各年度ごとの歳入に関する計画その他の地方債に関連する事項及び当該財政再生計画の実施状況を勘案して行うものとされている。

このことに関し、本申請については以下のとおり認められる。

- ・ 財政再生計画に定める令和3年度の歳入に関する計画に基づく申請となっている。
- ・ 財政再生計画については、再生振替特例債の償還が着実に進むとともに、健全化判断比率も順調に推移しており、着実に実施されている。

(2) 令和3年度地方債同意等基準において、財政再生計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている財政再生団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の基準によって許可を行うものとされている。

このことに関し、本申請について、同意基準に照らし審査した結果、基準を満たしているものと認められる。

(3) (1)及び(2)より、夕張市の申請について許可することとしたい。

### 4 許可通知日

令和4年3月15日（火）予定

## 夕張市の健全化判断比率の状況

(単位 : %)

	平成 21 年度決算	平成 22 年度決算	平成 23 年度決算
	実績値	実績値	実績値
実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—
実質公債費比率	36.8	42.8	40.9
将来負担比率	1,091.1	922.5	891.3

	平成 24 年度決算	平成 25 年度決算	平成 26 年度決算
	実績値	実績値	実績値
実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—
実質公債費比率	40.0	47.2	61.0
将来負担比率	816.1	748.7	724.4

	平成 27 年度決算	平成 28 年度決算	平成 29 年度決算
	実績値	実績値	実績値
実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—
実質公債費比率	76.3	76.8	73.5
将来負担比率	632.4	594.2	516.2

	平成 30 年度決算	令和元年度決算	令和 2 年度決算
	実績値	実績値	実績値
実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—
実質公債費比率	71.8	69.9	70.0
将来負担比率	440.2	399.7	336.0

※ 夕張市の実質公債費比率の早期健全化基準は 25%、財政再生基準は 35%。将来負担比率の早期健全化基準は 350%。(将来負担比率に財政再生基準はない。)

## 参考 2

### 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年六月二十二日法律第九十四号）（抄）

（地方債の起債の許可）

第十三条 財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であって再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、地方財政法第五条の三第一項の規定による協議をすること及び同条第六項の規定による届出をすること並びに同法第五条の四第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を受けることを要しない。

- 2 財政再生計画につき第十条第三項の同意を得ている財政再生団体についての前項の許可は、当該財政再生計画に定める各年度ごとの歳入に関する計画その他の地方債に関連する事項及び当該財政再生計画の実施状況を勘案して行うものとする。
- 3 地方財政法第五条の三第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第八項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について、それぞれ準用する。
- 4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聽かなければならない。

### 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年十二月二十八日政令第三百九十七号）（抄）

（財政再生団体に係る地方債の許可手続）

第十四条 法第十三条第一項（第二十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、地方財政法施行令第二条第二項に規定する事業区分ごとに申請書を作成し、総務大臣の定める期間内に、これを総務大臣に提出しなければならない。

- 2 総務大臣は、法第十三条第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該許可に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

## 令和3年度地方債同意等基準（令和三年総務省告示第百四十七号）（抄）

### 第四 財政再生団体に係る許可基準

財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であって再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体（以下「財政再生団体等」という。）については、一又は二に定める許可基準により許可を行うものとする。

- 一 健全化法第10条第3項の規定に基づく同意を得た財政再生団体の地方債の許可基準等
  - 1 財政再生計画の内容が適當なものであり、また、その実施が着実に行われている財政再生団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。
  - 2 財政再生計画の実施が着実に行われていない財政再生団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。また、健全化法第20条第1項の規定による勧告を受けた財政再生団体については、当該勧告に基づいて講じた措置の内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。
  - 3 再生振替特例債については、健全化法第12条第1項の規定に基づき算出した額を許可の対象とする。

### 二 一に係るもの以外の財政再生団体等の許可基準

健全化法第11条ただし書及び健全化令第13条に規定する場合は、財政の再生の状況を踏まえ、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。また、健全化法第20条第1項の規定による勧告を受けた財政再生団体については、当該勧告に基づいて講じた措置の内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

### 三 財政再生団体等が加入する組合等の場合

財政再生団体等が加入する組合及び財政再生団体等が設置団体である地方開発事業団については、当該財政再生団体等が策定した財政再生計画との整合性に留意して地方債の許可等を行うものとする。